

2020年6月26日

日本へ一時帰国された会員の会費納入取扱い

ジャカルタジャパンクラブ事務局

本年度会費の支払いに関し、新型コロナ対策により日本に一時帰国をされている会員についての会費取り扱いを以下の通り定めます。あわせて、本年度の年間会費をお支払いいただいた会員に対しても特例措置を適用いたします。これら取り扱いは本年度に限る特例といたします。

1) 日本に一時帰国されている会員

- ① インドネシアに戻られた後、会費支払時点から来年3月までの月割り計算による会費をお支払いください。家族会員から単身会員にステータス変更が必要な方はお申し出ください。会費納入と同時に新会員証を発行いたします。

例) 8月にインドネシアに戻り、翌9月に会費支払いの手続きをされる場合は、9月から来年3月までの会費額となります。

- ② 10月以降インドネシアに帰国する場合は、会則上は退会者となりますが退会者扱いとはせず、上記①と同様、手続き時から来年3月までの月割り計算による会費をお支払いください。入会金の支払は不要です。

2) ご家族が日本に一時帰国されている会員（ご本人はインドネシアに滞在）

- ① 家族会員から単身会員にステータスを変更の上、年間会費をお支払いください。ご家族がインドネシアに戻られた際に家族会員に変更手続きをお願いいたします。なお年間会費をお支払いいただいた会員には、下記3)項で定める措置が適用されます。

- ② ご家族が日本に一時帰国されている期間中、会員としての資格を希望されない場合は、ご家族がインドネシアに戻ってから会費をお支払いください。会費額の算定方法は上記1)項が適用となります。

3) 本年度年間会費をお支払いいただいた会員に対する措置

- ① 大規模社会的制限（PSBB）の適用により会員の皆様に十分なサービスが提供できなかったことを踏まえ、本年度お支払いいただいた年間会費の3か月相当分を翌年度の会費納入時（会員資格更新時）に減額いたします。
- ② 本措置は本年度の会費を所定の年額でお支払いいただいた会員ご本人およびご家族分を対象といたします。
- ③ 詳細は2021年2月頃予定の会員資格更新時にお知らせいたします。

本取扱いは2020年6月25日付で適用いたします。

以上